

コロナ禍での中小業者に対する支援の抜本的強化を

【西脇議員】日本共産党の西脇いく子です。議員団を代表しまして知事に伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響は、あらゆる分野におよび、とりわけ中小企業への影響は京都府内でも大変深刻な状況になっています。

そこで、はじめに中小業者への支援について伺います。

京都府内でも、昨年末から今日まで相次いだ緊急事態宣言や、まん延防止の結果、飲食店ではまともに営業できたのは、わずか2週間しかありません。これまで、時短協力金支給にかかわって「飲食店バブル」などの心無い批判にも耐え続けてこられた飲食店からは、「オリンピックはやっても国民は自粛なのか、もうこれ以上の休業要請にこたえられない」「知事は、もっとはっきり業者の立場からも国にものを言ってほしい」などの声があいついでいました。

京都商工団体連合会の調査では、現在、祇園の老舗のクラブの多くが廃業し、すでに繁華街とは呼べない状況になっているなど、これまで以上に府民の暮らしと雇用、生業の危機があらゆるところで深まり、災害級ともいえるコロナ禍のもと、緊急にコロナの影響を受けた全ての中小企業、個人事業主への実効性ある支援が必要です。

コロナ禍でも営業意欲がありながら過剰債務とされ、必要な融資が受けられない中小業者への支援について、京都府として信用保証協会とも連携して、融資の金融機関への返済、据え置き期間の延長等の条件変更、借り増し等が可能となるように支援することが必要であると考えますが、いかがですか。

新型コロナの感染拡大から現在まで4回の緊急事態宣言が行われたにもかかわらず持続化給付金と家賃支援給付金は1回きりです。国に対して、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給、月次支援金について、売り上げ50%減となっている支給要件の緩和とともに、雇用調整助成金は、コロナ禍が収束するまで継続を求めているととともに、コロナ禍で減収になったすべての業者を対象に本府独自の給付等の支援策を創設すべきではありませんか。お答えください。

京都市中央卸第一市場について

【西脇議員】次に京都市中央卸売第一市場について伺います。

私は、今年の4月以降、何度か京都市中央卸売第一市場の水産の仲卸業者さんから経営の実情を伺いましたが、その実態はさらに深刻になっています。

京都市中央卸売第一市場は、市場法によりどれだけ売り上げが減っても休業できず、産地からの魚も仕入れざるを得ないなどの、他の業種とは異なるしくみとなっているため、雇用調整助成金の適用もないまま、人件費、家賃、水光熱費などで毎月の赤字は膨らみ続けています。ある仲卸の社長さんの給料は、今では月7万円以下だともお聞きました。その上に新店舗への移転費負担が数百万円以上にもおよび、仲卸業者さんたちの苦境に追い打ちがかけられています。このままでは今後、仲卸業者さんの廃業や、魚そのものの相場が高騰する可能性も危惧されています。

今後も京都市卸売第一市場が、京都府内全体の食の安定供給や食文化を守り発展させるためにも、国や京都市はもとより京都府独自の支援策は一層急務となっています。京都市中央卸売第一市場での安定

供給、文化的に果たしてきた役割を踏まえた上で、コロナ禍における仲卸業者のみなさん等の市場関係者の現在の窮状について、知事としてどう認識され、またその窮状を踏まえどのような対策を考えておられますか。お答えください。

コロナ禍での生活困窮者支援について

【西脇議員】次に生活困窮者支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、生活がより苦しくなる方が後を絶ちません。私がお聞きした南区で高校生と中学生3人を育てておられるシングルの女性は、昨年のコロナ禍の中で会社を配置転換させられました。養育費はなく、児童扶養手当はあるものの、食べ盛りの子どもの食費が家計の半分を占めているため、これまで子ども食堂や食料支援なども利用しているということでした。

また、山科区の新日本婦人の会の方が今年、3回にわたり取り組まれた食糧支援の利用者アンケートでは、コロナ禍で一番困っていることは収入減や仕事なくなったことだということでした。こうした方々への生活再建に着実につながる支援のあり方が、国にも本府にも問われています。コロナ禍のもとの生活困窮者支援として、府内では約9万件、約360億円もの緊急小口等の総合支援資金の特例貸付けが行われましたがあくまで借金には変わりません。急場をしのご支えとなっている一方、借金が積み上がることへの不安、これはコロナ禍が長引くほど深刻です。国は、住民税非課税世帯は、返済免除措置としましたが、課税世帯はいまだ除外されており、先の見えない中早ければ来年度から返済が始まることとなります。

昨日の京都新聞社説においても「貸し付けを困窮者支援の中心とすることに無理があるのは明らかだ」との指摘があったのも当然だと考えます。そのようなもとの、国は、今回の特例貸付制度を使い切った世帯を対象に、今年7月から、申請した月から3カ月間、単身世帯は月6万円、2人なら8万円、3人以上は10万円が支給される「新型コロナ生活困窮者自立支援金」の申請受付を始めました。ところが7月末までの支給決定件数は、国の想定の1割にとどまり、京都府内でも8月末の申請件数は、対象の約2割にとどまるとお聞きしています。その要因として（月収が単身世帯で12万4千円、2人世帯で京都市の場合、単身世帯で50万4千円以下、2人世帯で78万円以下の資産要件、月2回以上）ハローワークで求職活動を行うなどの要件をすべて満たさなければならないという利用要件が重荷になっているということです。この制度を利用しようとした下京区内の自営業の方は、中小業者や自営業者が仕事をしながらハローワークで求職活動するのは現実的でないことや、求職活動をしている姿を得意先などから見られれば信用がなくなり取引もなくなるかもしれないこの制度は、中小業者にも個人にも営業を諦めたり、転職を迫っているものだとなくなく申請を諦められました。

本府として国に対し、緊急小口資金等の総合支援資金について、コロナ禍で困窮している課税世帯も返済免除の対象とするよう国に求めていただくとともに、本府独自の課税世帯に対する返済免除措置を創設すべきと考えますが、いかがですか。

また、「新型コロナ感染症生活困窮者自立支援金」の資産要件やハローワークでの求職活動等の要件についての緩和を求めるべきと考えますが、いかがですか。

また、無料の食糧支援や子ども食堂などを利用されている方で、本来、生活保護につながる必要がある方でも生活保護の利用をためらう方も少なくありません。こうした方々が、速やかに生活保護につながるようにするためには、扶養照会などを改善させることが必要です。

国は、扶養照会の運用を一部見直し、DVや虐待のある場合は親族に連絡をしないということや、10年

程度、音信不通が続いているなどの事情がある場合は扶養照会を行わなくてよいなど改善しましたが、「本人の意思尊重」という点では不十分であり、扶養照会の抜本の見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

国は「生活保護は国民の権利です」と発信し、長野県や札幌市などの自治体でも積極的な制度周知が図られていますが、本府におきましても困窮した府民が生活保護を積極的に活用できるよう制度の周知徹底が必要だと考えますが、いかがですか。

また、本府として、独自の食糧支援を行うこととともに、その場所に相談ブース等を設置し、総合相談体制をとり、必要な人にはその場で生活保護に繋げるなどアウトリーチ型の取り組みを進めるべきと考えますが、いかがですか。

【西脇知事：答弁】まず、中小企業への支援についてでございます。これまでから金融支援をはじめあらゆる施策を総動員して、中小企業の事業継続を支援してきた結果、令和3年1月～8月までの府内倒産件数は、135件と前年同期の159件を下回る件数となっております。今年度も、長期化するコロナ禍における資金需要に対応するため、返済条件の変更や据え置き期間の延長、借り増しにも対応が可能となる新たな制度融資を創設したところであり、保証料も信用保証協会の協力を得て、一律0.2%と定率の融資となっていることから、これらを活用した支援を進めてまいりたいと考えております。また、中小企業の事業継続のためには、こうした金融支援に加え生産性向上や新たな顧客獲得につながる経営支援を同時に進める必要がございます。そのため、今年度から金融経営一体型支援事業に金融機関と経営支援機関が企業情報を共有し、各企業の課題分析をふまえた経営計画の策定を支援するなど、企業の状況に応じたきめ細やかな伴走支援を実施しているところでございます

次に国への要望と京都府の支援策についてでございます。

中小企業への支援につきましては、事業継続と雇用維持の基本となる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性に合わせた補助制度や中小企業へのきめ細やかな経営支援などを担うことが重要であると考えております。これまでから、国に対して持続化給付金及び家賃支援給付金の再給付や月次支援金の売り上げ要件の緩和、また、雇用調整助成金の特例措置の延長を繰り返し求め、雇用調整助成金につきましては、9回の延長が実現しました。京都府といたしましても、今議会においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、最低賃金の引き上げ等により、大きな影響を受ける事業者や観光需要の減少により、厳しい状況にある旅館、ホテル等に対し、感染防止対策に要する機器整備や新たな事業展開を後押しする予算を提案しているところでございます。引き続き、国へ給付金や助成金による支援を要望するとともに、京都府としても厳しい経営環境にある中小企業への支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、京都市中央卸売市場第一市場についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、食品、スーパーなどはいわゆる巣ごもり需要により順調だったものの、料亭等の業務需要が大きく落ちこみ、特に高級鮮魚の取り扱い額はコロナ禍前と比べて約20%減少するなど、仲卸業者は大きな影響を受けていると認識をしております。

京都府では、これまでに仲卸業者などの経営継続につながるよう、食品卸小売り業組合緊急支援事業により事業者の組合が共同で取り組む広報や発注、配送、設備の整備などを支援しているところでございます。また、高級食材の需要を喚起するため、料亭や食品加工会社などと連携した「京の涼風膳」の

取り組みを行うとともに、今後、感染防止対策を施した認証店を応援するため、テイクアウト・デリバリー限定の飲食店応援クーポンを発行することとしております。加えまして、コロナ禍の影響が長期化していることから、さらなる対策として農林水産物や加工品等の販売を支援する「京の食オンラインマルシェ」の開設に必要な予算案を今議会に提案しているところでございます。こうした支援を通じまして、仲卸事業者の経営継続を図り、府民への安定した食料供給体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者支援についてでございます。緊急小口資金及び総合支援資金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯を対象とする特例措置が今年の3月から講じられており、これまでに約10万件、約420億円の申し込みがあったところでございます。これらの特例措置につきましては、償還時においても、尚収入の減少状態が続く、住民税非課税世帯については、緊急小口資金、総合支援資金等の資金種類ごとに貸付金の償還を一括免除することができることとされております。生活福祉資金特例貸し付け制度は国の制度であれ、京都府が独自で返済免除措置を設けることはできないものと考えておりますが、京都府といたしましては、生活に困窮された方が、幅広く免除の対象となるよう引き続き所得要件の緩和など、国に求めてまいりたいと考えております。

生活困窮者自立支援資金につきましては、本年6月から新たな生活困窮者支援策として、福祉事務所において実施しており、8月末までの申請件数は約3700件、支給額は約2億4900万円となっております。この支援金の受給にあたっては、ハローワークに求職の申し込みをし、求職活動を行うこと。困難な場合には生活保護の申請を行うことなどが要件とされており、8月末現在で府内の特例貸し付けを終了された方の申請率は約27%となっております。制度の趣旨から求職活動や資産に関する一定の要件はやむを得ないと考えているところですが、府内の申請状況や全国の状況などを勘案いたしまして、要件の緩和などを国に対し要望し、府民の暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

生活保護制度における扶養照会についてであります。生活保護法において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるという基本原理が明記されております。他方で本年2月には、過去に扶養義務者から暴力や虐待を受けていたり、10年間程度音信不通となっているなど、明らかに交流が断絶しているような場合には、扶養義務の履行が期待できないと判断し、直接の照会を行わないことが可能とされたところでございます。扶養紹介を含む生活保護制度の運用基準につきましては、引き続き国において実態にあった形で見直しを図られるべきものと考えておりまして、京都府といたしましては、その基準をふまえて、核家族化の進展など、社会情勢の変化や個々の世帯の実態をふまえて、生活保護申請者への支援を寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

生活保護制度の周知につきましては、京都府のホームページを通じて生活保護の申請が国民の権利であることを発信するとともに、制度をわかりやすく説明したカラーパンフレット「知っておきたい生活保護」において、要件を満たせば、どなたでも生活保護を受給できることを明記し、ためらうことなく、お住まいの福祉事務所に相談するよう呼びかけております。このパンフレットを誰でも手にすることができるよう福祉事務所や役場の相談窓口やカウンター、情報コーナーに配架するとともに京都府のホームページにに掲載する他、窓口で説明する職員が活用することなどによりまして、さらなる制度の周知をしてまいりたいと考えております。今後とも、生活に困窮している方に対して生活保護制度について、しっかりと周知していくとともに生活保護を必要としている方には、速やかに保護を受けていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

生活困窮者への支援につきましては、生活困窮者自立支援法にもとづき、福祉事務所において生活困窮者自立相談機関を設置し、様々な相談に対する支援を実施しているところでございます。相談の多くは、収入、生活費、失業などの経済的課題にかかわるものですが、衣服や食料についての相談も寄せられており、食料支援を希望される方には、京都府が設置した「京都フードセンター」を活用した緊急食料支援を行っている他、各地域で社会福祉協議会やNPO団体等と連携した支援が実施されているところでございます。また、自立相談機関においては、必要に応じて生活保護申請のサポートや家庭訪問等のアウトリーチによる相談支援も行う他、社会福祉協議会が設置する生活福祉資金の窓口で自立相談支援員を派遣して相談を行うなど、各地域で工夫を凝らした取り組みが行われているところでございます。

京都府としましては、自立相談支援機関が行う相談や支援に対し、今後とも支援や情報提供を行うことで、生活困窮者に対し自立支援制度や生活保護制度にもとづく支援をしっかりと届けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

【西脇議員：再質問】先ほど知事は倒産件数は減っているとおっしゃいましたが、中小零細企業主、個人事業主さんが、かなり廃業が増えているのではないかと考えています。そう言った方々への支援は待ったなしだということで質問させていただいているわけです。雇用調整助成金、やはりコロナ禍が長引き8期、9期までということですが、コロナ禍が収束するまで継続してやるべきだと。これは求めていただきたいと思います。

京都中央卸売第一市場への支援についてですけれども、今議会に仲卸組合等の支援として「京の食」流通事業者緊急支援事業費が提案されています。「京の涼風膳」の支援もそうですけれども、オンラインマルシェ等によるレシピの配信で販売機会をつくるというもので、限られた業者等しか対応できないということで、とても業者や生産者全体への救済にはなりえないと考えています。今、必要なのは真水の支援ではないかと考えております。すでに東京都では、コロナ禍で、直近3か月の売り上げ額が20%以上減少した場合は、仲卸業者等に、3分の2の補助率での補助金制度を設けて事業者を支援し、また、福島県などでも県独自にコロナ禍の市場の仲卸業者に対して助成を行っておられます。本府でも京都市と協力してコロナ禍での中央卸売市場の窮状を救済できるような直接支援を再度求めておきます。

「新型コロナ生活困窮者自立支援」につきましては、国はようやく世論に押され、期限の延長、ハローワークの訪問は、可能な範囲で良いと緩和が一定されましたが、収入要件でもまだハードルは高いわけです。困窮世帯なら誰でも利用できる制度に改善するよう国に求めるよう要望します。

本府独自の中小事業者への支援について再質問いたします。

京都府は、飲食店の時短協力金等や酒販業者以外への支援も、独自財源がないとして国の施策の上乗せも横出しも行っておりません。すでに宇治市では、協力金の対象外の事業所へ、売り上げ減収が15%以上の1事業者につき10万円の支給が行なわれ、大阪府や京都市でも独自支援が検討されていると伺っています。本府としても他の自治体の事例も見習って、府独自の飲食と酒類販売以外の業者への給付金などの支援を行うことがどうしても必要だと考えますが、再度お答えください。

【西脇知事：再答弁】全体的な経済の状況につきましては、コロナ禍におきまして非常に厳しい状況に陥っている業種があることは十分認識をしています。その上で、今の再質問でございますが、酒類販売事業者支援金につきましては、私どもで国の月次支援金の要件に合わせた上で、それに対する上乗せ支

援ということでやっておりまして、ここにつきましては国の制度に合わせて実施をさせて頂きたいと思っております。ただ、減収要件の50%に満たない事業者ですとか、他の業種の事業者につきましてはきめ細かく相談にのってまいりますし、制度融資とかその他の各種補助金を活用いただく他、5月補正でみなさまにお認めいただきました食品卸小売業組合緊急支援事業も創出いたしております。そうした様々な支援制度を活用することによりまして、事業継続のために取り組んでまいりたいと考えております。

【西脇議員：指摘要望】知事もおっしゃっているように、コロナ禍で中小業者への支援は、当然、国に最大の責任がありますが、国待ちのままでは被害を受けている業者は、救われないということがはっきりしています。長引くコロナ禍がいつ収束するのか、今後第6波も危惧されな先行きが見通せない中だからこそ、誰一人として廃業させないという、路頭に迷わせないという決意で本府として何らかの直接支援を求めるものです。

なお、先日14日に生活保護費引き下げ違憲京都訴訟において「生活保護の削減を内容とする自民党の政権公約は国の財政事情や国民感情を踏まえたものと認められる」という史上最悪とも言える判決が下されました。この判決は、憲法で保障する健康で文化的な最低限度の生活を真っ向から否定するものであり、厳しく抗議するものです。

北山エリア整備計画について

【西脇議員】次に北山エリア開発計画について伺います。

京都市北部、左京区、北区北山通の南側の府立植物園や府立大学、コンサートホールなどが立地し、文化芸術の発信拠点であり、府民の憩いの場として親しまれてきた府民の貴重な財産です。京都市内では、これまで京都市が旗を振り進めてきたインバウンド施策によって東京や外国資本のホテルや民泊が急増し、京都市内の文化と町並みが壊され続けてきました。ところがその上に、コロナ禍の最中、京都府は、京都市と一体で、このエリアにある府立大学内に1万人規模のアリーナ建設や、劇場、ホテル、飲食店等と呼び込み、「賑わいや交流施設」を整備する新たな大規模開発を進めています。

この間、わが党議員団は、府政のあり方と、京都の将来に関わる重大な問題として、この計画の見直しを求め、知事の姿勢を質してきました。私や原田議員の代表質問に対して西脇知事は「引き続き府民の皆様や関係の方々の意見を踏まえながら、しっかりと計画を前に進めてまいりたい」「今後も引き続き関係分野の専門家の方々や地域住民の皆様などの意見をお聞きし、幅広い理解を得ながら計画を進めてまいりたい」と答弁されています。

今年7月2日、「京都府立植物園整備計画の見直しを求める会」や「北山エリアの将来を考える会」などの市民や植物の専門家など3団体が自然環境への影響やにぎわい重視の開発を懸念し、7万2千筆以上の署名を携えて、府に対して計画を見直すよう訴えられました。その中で府当局は、「8月中に1回目の説明会を開き、何回かの説明会を行う。しっかりと中身が説明できるものを考えている」等と回答されています。ところが本府からは、現在まで何の説明もなく、さらに「北山エリアの将来を考える会」のみなさんが、8月28日に府立植物園園長、8月30日には京都府に対して再度、説明会を求められた際にも「今は説明できる状況にない」として説明を拒まれています。その一方で、京都府が今年3月に公募した「北山エリア整備手法等検討業務の企画提案仕様書」では事業者に対して「令和3年7月28日までに一旦成果を取りまとめ提出するものとする。その後、京都府において庁内調整を行う予定であり、適宜修正等に対応する調整期間を経て、最終納品期限を令和4年1月31日とする」とされており、こ

のまま来年1月末までに北山エリア整備事業計画が固まるまでは府民や大学生、教職員、現場職員等への説明が一切されないとすれば大問題だと考えます。府として、府民に対して必要な説明会を現在まで行っていないのはなぜなのでしょう。また、現在の北山エリア整備計画の進捗状況を議会や関係職員、府民に明らかにするべきではありませんか。お答えください。

また、北山エリア開発の中で、学生約2千人の府立大学に1万人規模の観客が収容可能なアリーナの建設が進められようとしています。長年、老朽化した府立大学体育館の建て替え要望が学生や教職員から出され続けてきましたが、ようやく出された建て替え案は、ほとんど学生のための体育館ではなく、東京の大手コンサルタント会社にプランを作成させ、民間資金の導入や民間会社の運営を前提としたものとなっています。現在の新型コロナウイルス感染症という災害級の危機の最中に150億円近い巨大開発が必要なのかも厳しく問われていることに加え、府立植物園がアリーナ建設によってこれまでの生きた植物の博物館としての機能まで大きく損なわれようとしていることです。

1万人規模のアリーナ建設により、府立植物園の大幅なレイアウト変更が行われ、植物の専門家をはじめ全国のみなさんが心配されている絶滅危惧種や希少種を含む世界の植物を生きたままの姿で広く見ってもらう府立植物園の役割が歪められると考えますが、いかがですか。

【西脇知事：答弁】 昨年12月に北山エリア整備基本計画を策定し、府議会においてもその内容をご報告させていただいたところでございますが、この計画に対しましては、「新たな施設整備により、北山地域に活気を取り戻して欲しい」。また、「希少な植物が伐採される」など環境が破壊されることがないようにしてほしいなど、いろいろな立場からのご意見をいただいているところでございます。基本計画につきましては、策定課程でパブリックコメントを実施したり、策定後も北山エリア周辺の自治連合会の役員の方々にご説明するとともに、自治会を通じて周辺にお住まいの方々にも経過概要をお知らせするなどの機会を持ってきたところです。

基本計画の内容は、整備の方向性を示したもので、整備内容が確定したのではなく、現在も引き続き幅広い分野の専門家の方々からご意見をお伺いしているところでございます。今後も整備内容につきましては、議会を始め府民のみなさまにご説明してまいりたいと考えております。

府立植物園は「植物が主役」の理念のもと、栽培技術の継承発展による世界の植物の栽培・保全・育成・展示、世界の植物を通じた展示・鑑賞等を通じた教育・学習・研究への寄与。植物栽培技術を生かした植物多様性保全への貢献という3つの柱で、様々な取り組みを展開しております。このたびの整備計画は、植物園の理念や取り組みをさらに発展強化して植物園の魅力をいっそう引き出すため、研究・教育機能の強化や来園者サービスの向上を行うものでございます。

北山エリアの3分の2を占める植物園が豊かな自然環境に配慮しながら、エリア全体や周辺地域等と連携、調和したものとなるよう幅広い意見をお聞きしながら、整備内容を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、府立植物園を初めとする北山エリアの整備につきましては、今まで以上に府民に親しまれ、魅力的な地域となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【西脇議員：再質問】 先ほど知事はいろいろな立場の人から意見をもらっていると、自治連合会や自治会にも基本計画を示されたと、それから幅広い分野の方々からの意見も聞いているとおっしゃっておりますけれども、そのなかには、府立大学の学生や府立大学の現場職員の声は反映されていないのではないかと思います。2020年12月府議会に「北山エリア整備計画」が報告がされましたけれども、これ

も議決案件ではなく、「報告」にとどまっています。府民や関係職員、学生、職員等が計画策定に関与するしくみも説明もないまま現在に至っていると。それが実態では無いかと思います。毎日新聞が夏に出しました記事では、「すでにハンナリーズとの意見交換会が始まっている」とお聞きしておりますけれども、住民や学生、教職員、現場職員等には説明を行わず密室状態で進められているのは全く理解できません。なぜ説明されないのか、再度お答えください。

【西脇知事：再答弁】北山エリアは貴重な空間でございますし、これが府民のみなさまにとって憩いなり、潤いを与えるものとなるようにするためには、広くご意見をたまわってみなさんの合意のもとで進めるというのが基本的な認識でございます。その中で、府立大学の学生の話がございました。大学側とも当然、意見交換をし、大学を通じて学生の意見を吸い上げているつもりでございますけれども、そうした点にも今後とも配慮してまいりたいと思っています。また、多くのみなさまのご意見を伺う機会につきましても、今の意見をふまえて今後とも丁寧に対応してまいりたいと思っております。いずれにしても、多くのみなさまのご理解を得て進めることが何かにつけても肝要だと思っておりますので、そういう姿勢で、この「北山エリア整備」につきましても進めてまいりたいと考えております。

【西脇議員・指摘要望】北山エリアの空間は貴重だとおっしゃいました。やはり「丁寧な対応」ということを今回もおっしゃっていただきましたけれども、この間、「丁寧な対応」が置き去りにされたままになって現在にいたっていることが実態ではないかと思えます。これは、早急に地元の自治連合会だけではなく、地元のみなさんや現場の職員のみなさんにもお願いしたいと思えます。

植物園の100年未来構想委員会委員会の委員には森ビル株式会社顧問も名を連ねておられます。北山エリア整備事業手法等検討業務は東京のコンサルタント会社が受注しており、北山エリア開発そのものが東京発・民間企業発の発想で進められているとことを厳しく指摘しておかなければならないと思えます。

そのような中、8月に、府立植物園で国内で21例目という貴重なシヨクダイオオコンニャクの開花がマスコミに紹介され、シヨクダイオオコンニャクの開花時の入園者数は3日間で園全体で入園者約1万4千人に対して温室入園者は9千人を超えたとお聞きしました。生きた植物の博物館としての府立植物園の値打ちがさらに高まっています。植物園の中は、どの場所であっても貴重な植物を育てて、展示する大切な場所であり、こうした現在の敷地面積の中で中の豊かな植物環境があるからこそ、多種多様な生きた植物の展示が可能になったのではないのでしょうか。

今年8月1日付けの京都新聞紙上では「ネットで何でも調べられる時代に求められることは何か。本物を分かりやすく伝える優しさのようにも思う。安易な商業化がそのものの本質を傷つけることは五輪が証明している。」との指摘もありました。現在、日本鳥類保護連盟からも知事に対し、今回の整備計画の見直しを求める意見書を出され、署名も10万筆に迫る勢いで広がっています。西脇知事、こういった北山エリア開発を危惧する府民の声を受け止めて、本計画は、いったん中止し・ゼロベースで見直すことを求めて質問を終わります。